



茨城労働局発表
平成 29 年 5 月 9 日

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 栗原 智子
地方非正規雇用対策担当官
鈴木 崇
(電話番号) 029-224-6218

平成 30 年 3 月新規中学校及び高等学校卒業者の
就職に関する「申し合わせ」が決定

～ハローワークへの求人申込みは

今年度より 6 月 1 日からの開始となります！～

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、平成 29 年 4 月 24 日に「茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

平成 30 年 3 月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校卒業者	新規高等学校卒業者
求人受理 (申込)	ハローワークでの受付開始	平成29年6月1日以降 (ハローワークで内容の確認(※))	
	返戻開始	—	平成29年7月1日以降、随時
推薦・ 選考等	学校への求人申込	—	平成29年7月1日以降かつ、 ハローワークにおける受付・確認後
	学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票を学校に提出した日以降とするが、訪問前に必ず学校と連絡をとること。 (学校の事前の了解の下に、ハローワークへの求人申込み日以降から行うことができる。)
	家庭訪問	全面禁止	
	推薦開始	平成30年1月1日以降	平成29年9月5日以降 (推薦文書の到達)
	選考開始	平成30年1月1日以降	平成29年9月16日以降 (10月1日以降は1人2社まで 応募・推薦可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		平成30年4月1日以降	卒業後

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の推薦を行いません。

詳しくは、ハローワークにお尋ねください。